

公金収納のキャッシュレス化推進に係る広報物及び動画作成業務委託

企画提案募集要領の内容に関する質問に対する回答

質問項目	質問内容	回答
企画提案募集要領 9 (1) (2) (5)	「企画提案書（別紙様式3）」「契約履行実績書（別紙様式4）」「誓約書（別紙様式5）」のご提出の際に、押印は必要でしょうか。	押印は不要です。
企画提案募集要領 9 (1) ア、10 (1)	企画提案書の提出方法は電子メールのみ（PDF ファイル）とのことですが、9 (1) アに記載のある「片面」は特に考えなくてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
企画提案募集要領 12	詳細な評価基準（採点方法や採点項目、点数等）をお教えいただくことは可能でしょうか。	複数人の選定委員が企画提案募集要領の9 企画提案書等の提出（1）ウの記載事項ごとに点数を付け、順位を決めます。
仕様書 4 (2)	仮のお話ですが、例えば埼玉県庁の外観や入口、受付窓口等に役者を入れて撮影させていただくことなどは可能でしょうか。	場所にもよりますが、埼玉県庁内での撮影は可能です。
仕様書 4 (3)	「埼玉県電子申請・届出サービス」について	件数が多いのは「家畜注射手数料」です。
	①現在、最も県民の皆様にご利用されている手数料・使用料は何でしょうか。	
	②今後、最も利用が見込まれる手数料・使用料は何でしょうか。	
③貴県として特に利用促進を望む手数料・使用料は何でしょうか。	県としては特定の手数料・使用料に特化して広報を行うのではなく、すべての手数料・使用料の利用促進を望みます。	

	④上記の①②③について、詳しい資料等を頂戴することは可能でしょうか。	契約後に、必要かつ提示可能な資料について、ご提示させていただきます。
仕様書 4 (3)	本文中の「本県が公金収納のキャッシュレス決済を推進している期間は、永続的に使用できる内容とすること」とは、このたび制作する動画およびポスター・チラシの使用期間が無期限であるという認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
実写撮影を行う場合に際して	<p>(仮に、実写の提案を考える場合ですが)</p> <p>実際に窓口業務を行うカウンターもしくは実際の場所ではなくても、実際のカウンターに似たような場所を県の施設などから撮影場所として借用するまたは提供していただくことはできませんでしょうか。</p> <p>また、その場合、撮影場所の借用、提供は有料になるのでしょうか。</p> <p>(＊可能であれば、無料で使用できる場所をご提供いただくと助かります。)</p> <p>(＊窓口カウンター周りをリアルに再現するには、実際の場所を使用するのが最適なのですが、実際の執務デスクなどに支障をきたしてはいけませんので、例えば、別のカウンターだけの場所をお借りし、カウンター上や周りにある置物、ポスターなどは、実際の場所にあるものを一時的に移動して再現する、という方法がとれます。</p> <p>また、撮影日は、施設の休館日や土日祝でも対応します。)</p>	<p>場所にもよりますが、無料で埼玉県内の施設での撮影は可能です。</p> <p>また、撮影に必要な物については、物にもよりますが期間等を協議の上、貸し出すことも可能です。ただし、その際に発生する運送等の費用は、契約者の負担となります。</p>
実写撮影を行う場合に際して	<p>(仮に、実写の提案を考える場合ですが)</p> <p>公金収納をキャッシュレスにて行う際に必要な端末機器などは、お借りすることができますでしょうか。</p> <p>また、端末機器の画面などは、今回制作の映像の中で、インフォメーションとして必要になるとお考えでしょうか。</p> <p>(＊端末機器の画面は、決まったものがあるのであれば、画像データをいただければ、はめ込むか、映像画</p>	<p>職員が立ち合いのもと、端末機器を貸し出すことが可能です。</p> <p>また、端末機器の画面が映像の中に必要とは考えておりません。</p>

	面で説明するなど、紹介することは可能です。)	
契約期間について	<p>・納品期限として ポスター・チラシ 令和6年8月30日(金) 動画 令和6年9月30日(月) とありますが、実際の契約期間は、いつから(発注決定契約締結)で、いつまで(契約満了)になりそうでしょうか。 (*動画の納品期限までが、本契約の期限となるのでしょうか。)</p>	<p>契約の締結は、契約先候補者決定後、速やかに行う予定です。(令和6年6月末頃を想定) また、契約満了日は動画の納品期限の令和6年9月30日(月)を想定していますが、契約先候補者の提案内容により変わる場合があります。</p>
本業務の目的達成するための提案について	<p>「わかりやすく周知するために効果的な方法を提案」とあります。この方法を実施する場合は、契約期間内となるのでしょうか。この提案を実施するために、契約期間を延長することは可能でしょうか。 (*例えば、映像が完成し、納品完了後に、これらを周知する方法があれば、契約期間を延長し、その期間内に実施することになります。)</p>	<p>本契約満了後にも効果のある方法を提案していただいても構いません。 契約満了日は、契約先候補者の提案内容を踏まえて、協議の上決定しますが、令和7年3月31日を超えることはできません。 また、原則として契約締結後に契約期間の延長は行いません。</p>